

役員退任基準規則

(目的)

第1条 この規則は、法令又は定款に定めるもののほか、公益社団法人相模原法人会（以下「この法人」という。）の組織及び活動の活性化を図るため、役員等に退任基準に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(役員の種類)

第2条 この法人の次の役員等について適用する。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 専務理事
- (4) 常任理事（支部長、委員長、部会長）
- (5) 理事（地区長）
- (6) 監事

(退任基準年齢)

第3条 役員等の退任基準年齢は、満75歳とする。ただし、専務理事の退任基準年齢は満65歳とする。

(退任基準年齢の判定日)

第4条 役員等の改選が行われる年の3月31日とする。

(任期中の取扱い)

第5条 役員等が任期中に第3条に定める退任基準年齢に達した場合は、その任期満了まで在任するものとする。

(定めのない事項)

第6条 この規則に定めのない事項について、理事会の決議を経て施行するものとする。

(改廃)

第7条 この規則の改廃は、理事会の決議をもって行う。

附 則

- 1 この規則は、公益認定を受け移行の登記をした日から施行する。
- 2 この規則の施行日現在において退任基準年齢に達している役員等については、引き続き1期に限り再任できるものとする。